

2010年8月6日

株主及び債権者各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社 東芝
代表執行役社長 佐々木 則夫

合併公告

当社は、2010年7月29日開催の取締役会において、2010年10月1日を効力発生日として、当社の100%子会社である東芝キャピタル株式会社（住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号）と合併することを決議いたしました。この合併により、当社は東芝キャピタル株式会社の権利義務全部を承継して存続し、東芝キャピタル株式会社は解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

また、当社は、東芝キャピタル株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に反対で、会社法第797条第1項に基づき株式買取請求をされる株主は、本合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
4. 当社と東芝キャピタル株式会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

東芝キャピタル株式会社：

掲 載 紙 官 報
掲載の日付 2010年6月29日
掲 載 頁 146頁（号外第136号）

以上